

# 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (新旧対比表)

令和8年3月

国土交通省 港湾局

# 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要
19	第1編 第1章 総則 1-2 用語の定義	18) 「担当技術者」とは、契約の履行に関し、管理技術者のもとで業務を担当する者であって受注者が定め、発注者に通知した者をいう。	18) 「担当技術者」とは、契約の履行に関し、管理技術者のもとで業務を担当する者であって受注者が定め、 <b>調査職員</b> に通知した者をいう。	表現の適正化
20	第1編 第1章 総則 1-2 用語の定義	36) なお、デジタル業務写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事・業務写真の黒板情報電子化の推進について」(令和3年1月19日付け国港技第66号)に基づき、実施しなければならない。	36) なお、デジタル業務写真の黒板情報電子化を行う場合は、「 <b>「デジタル工事・業務写真の黒板情報電子化の推進について」の一部改訂について</b> 」(令和8年3月10日付け国港技第119号)に基づき、実施しなければならない。	
22	第1編 第1章 総則 1-6 管理技術者	記載なし	<b>7) 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</b>	記載の追加
24	第1編 第1章 総則 1-10 業務品質確保調整会議	記載なし	<b>「業務品質確保調整会議」は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図るため、発注者及び受注者双方の責任者等が参加し、業務における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認・調整・決定等を行うことを目的とする。 業務品質確保調整会議の実施にあたっては、添付資料「業務品質確保調整会議実施要領」によるものとする。</b>	記載の追加

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要
24 ～ 42	第1編 第1章 総則 1-11～1-49	1-10 業務の打合せ等 1-11 業務計画書 1-12 基準面 1-13 資料等の貸与、返還及び修復 1-14 作業時間 2) ただし、「1-19 履行報告」に定める週間工程表提出時に理由を付して調査職員に提出・確認をもって承諾を得たもので代用できるものとする。 1-15 諸法令・諸条例の遵守 1-16 関係官公庁への手続等 1-17 地元関係者との交渉等 1-18 土地等への立ち入り 1-19 履行報告 1-20 成果物の提出 1-21 検査 1-22 損害 1-23 契約変更 1-24 履行期間の変更 1-25 一時中止 1-26 発注者の賠償責任 1-27 受注者の賠償責任 1-28 引渡し前における成果物の使用 1-29 再委託 1-30 成果物の使用	1-11 業務の打合せ等 1-12 業務計画書 1-13 基準面 1-14 資料等の貸与、返還及び修復 1-15 作業時間 2) ただし、「1-20 履行報告」に定める週間工程表提出時に理由を付して調査職員に提出・確認をもって承諾を得たもので代用できるものとする。 1-16 諸法令・諸条例の遵守 1-17 関係官公庁への手続等 1-18 地元関係者との交渉等 1-19 土地等への立ち入り 1-20 履行報告 1-21 成果物の提出 1-22 検査 1-23 損害 1-24 契約変更 1-25 履行期間の変更 1-26 一時中止 1-27 発注者の賠償責任 1-28 受注者の賠償責任 1-29 引渡し前における成果物の使用 1-30 再委託 1-31 成果物の使用	改訂に伴う条項のズレの修正

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要
24 ～ 42	第1編 第1章 総則 1-11～1-49	<p>1-31 守秘義務 3) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を「1-11 業務計画書」に示す業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>1-32 個人情報の取扱い 1-33 業務管理 1-34 安全管理 1-35 環境保全 1-36 委員会等の設置 3) 委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、「1-23 契約変更」の規定によるものとする。</p> <p>1-37 工業所有件の取扱い 1-38 電子計算機の使用 1-39 設計業務の条件 1-40 低入札価格調査制度による調査 1-41 業務コスト調査 1-42 調査等に対する協力 1-43 暴力団員による不当介入を受けた場合の措置 1-44 行政情報流出防止対策の強化 1-45 新技術情報提供システム (NETIS) 1-46 情報管理体制 1-47 業務完成図書 1-48 情報ネットワークの活用</p>	<p>1-32 守秘義務 3) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を「1-12 業務計画書」に示す業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。</p> <p>1-33 個人情報の取扱い 1-34 業務管理 1-35 安全管理 1-36 環境保全 1-37 委員会等の設置 3) 委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、「1-24 契約変更」の規定によるものとする。</p> <p>1-38 工業所有件の取扱い 1-39 電子計算機の使用 1-40 設計業務の条件 1-41 低入札価格調査制度による調査 1-42 業務コスト調査 1-43 調査等に対する協力 1-44 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 1-45 行政情報流出防止対策の強化 1-46 新技術商法提供システム (NETIS) 1-47 情報管理体制 1-48 業務完成図書 1-49 情報ネットワークの活用</p>	改訂に伴う条項のズレの修正

# 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要
48	第2編 第1章 測量業務 第1節 深淺測量 1-1-7 協議・報告	記載なし	1-1-7 協議・報告 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、調査職員と協議又は報告しなければならない。	記載の追加
48	第2編 第1章 測量業務 第1節 深淺測量 1-1-8 照査	1-1-7 照査	1-1-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
54	第2編 第1章 測量業務 第2節 水路測量 1-2-8 協議・報告	記載なし	1-2-8 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
54	第2編 第1章 測量業務 第2節 水路測量 1-2-9 協議・報告	1-2-8 照査	1-2-9 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
56	第2編 第1章 測量業務 第3節 汀線測量 1-3-6 協議・報告	記載なし	1-3-6 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
56	第2編 第1章 測量業務 第3節 汀線測量 1-3-7 照査	1-3-6 照査 照査は、第2編1-1-7照査を適用する。	1-3-7 照査 照査は、第2編1-1-8照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
57	第2編 第1章 測量業務 第4節 地形測量 1-4-5 協議・報告	記載なし	1-4-5 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
57	第2編 第1章 測量業務 第4節 地形測量 1-4-6 照査	1-4-5 照査 照査は、第2編1-1-7照査を適用する。	1-4-6 照査 照査は、第2編1-1-8照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
59	第2編 第2章 環境調査業務 第1節 流況調査 2-1-7 協議・報告	記載なし	2-1-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
59	第2編 第2章 環境調査業務 第1節 流況調査 2-1-8 照査	2-1-7 照査	2-1-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要																																																																																								
64	第2編 第2章 環境調査業務 第2節 水質調査 2-2-7 協議・報告	記載なし	2-2-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加																																																																																								
64	第2編 第2章 環境調査業務 第2節 水質調査 2-2-8 照査	2-2-7 照査	2-2-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正																																																																																								
66	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-4 底質調査 表2-5 底質試験方法	<p>表2-5 底質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 54 (準備操作で参照することとしている JIS K 01 02 52.2 の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>質調査方法 II. 5.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>JIS K 0102-4 7.2 に定める方法 (JIS K 0102-4 7.2.4 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>報告第 13 号 別表 1 又は添加回収試験において回収率が 80%以上 120%以下であるときに限り 65.2 (JIS K 0102 65.2.6 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.12.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひ素又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61 の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>JIS K 0102 38 ただし 38.1.1 は除く</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4.11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td>報告第 59 号付表 4 又は JIS K 0093</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 6.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.1		鉛又はその化合物	JIS K 0102 54 (準備操作で参照することとしている JIS K 01 02 52.2 の備考6に定める方法を除く。)		質調査方法 II. 5.2		有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2 に定める方法 (JIS K 0102-4 7.2.4 に定める方法を除く。)				六価クロム化合物	報告第 13 号 別表 1 又は添加回収試験において回収率が 80%以上 120%以下であるときに限り 65.2 (JIS K 0102 65.2.6 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.12.3		ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61 の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法 II. 5.9		シアン化合物	JIS K 0102 38 ただし 38.1.1 は除く		底質調査方法 II. 4.11		P C B	報告第 59 号付表 4 又は JIS K 0093		底質調査方法 II. 6.4		<p>表2-5 底質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>JIS K0102-3 14 に定める方法 (JIS K0102-3 14 の準備操作で参照することとしている 4.2.4.5 に定める方法を除く。14.2 に定める方法にあっては、4.2.4.2 又は 4.2.4.3 に定める操作を行うものとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 13 に定める方法 (JIS K 0102-3 13 の準備操作で参照することとしている 4.2.4.5 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>質調査方法 II. 5.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>JIS K 0102-4 7.2 に定める方法 (JIS K 0102-4 7.2.4 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>報告第 13 号 別表 1 又は添加回収試験において回収率が 80%以上 120%以下であるときに限り JIS K 0102-3 24.3 に定める方法 (24.3.2 及び 24.3.7 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.12.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひ素又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 20 (ただし、JIS K 0102-3 20.3.5 の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>JIS K 0102-2 9 に定める方法 (JIS K 0102-2 9.2 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4.11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td>報告第 59 号付表 4 又は JIS K 0093</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 6.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	カドミウム又はその化合物	JIS K0102-3 14 に定める方法 (JIS K0102-3 14 の準備操作で参照することとしている 4.2.4.5 に定める方法を除く。14.2 に定める方法にあっては、4.2.4.2 又は 4.2.4.3 に定める操作を行うものとする。)		底質調査方法 II. 5.1		鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 13 に定める方法 (JIS K 0102-3 13 の準備操作で参照することとしている 4.2.4.5 に定める方法を除く。)		質調査方法 II. 5.2		有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2 に定める方法 (JIS K 0102-4 7.2.4 に定める方法を除く。)				六価クロム化合物	報告第 13 号 別表 1 又は添加回収試験において回収率が 80%以上 120%以下であるときに限り JIS K 0102-3 24.3 に定める方法 (24.3.2 及び 24.3.7 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.12.3		ひ素又はその化合物	JIS K 0102-3 20 (ただし、JIS K 0102-3 20.3.5 の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法 II. 5.9		シアン化合物	JIS K 0102-2 9 に定める方法 (JIS K 0102-2 9.2 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 4.11		P C B	報告第 59 号付表 4 又は JIS K 0093		底質調査方法 II. 6.4		環境省告示の改正に伴う修正
試験項目	溶出試験			含有量試験																																																																																								
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																								
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.1																																																																																									
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54 (準備操作で参照することとしている JIS K 01 02 52.2 の備考6に定める方法を除く。)		質調査方法 II. 5.2																																																																																									
有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2 に定める方法 (JIS K 0102-4 7.2.4 に定める方法を除く。)																																																																																											
六価クロム化合物	報告第 13 号 別表 1 又は添加回収試験において回収率が 80%以上 120%以下であるときに限り 65.2 (JIS K 0102 65.2.6 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.12.3																																																																																									
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61 の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法 II. 5.9																																																																																									
シアン化合物	JIS K 0102 38 ただし 38.1.1 は除く		底質調査方法 II. 4.11																																																																																									
P C B	報告第 59 号付表 4 又は JIS K 0093		底質調査方法 II. 6.4																																																																																									
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																									
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																								
カドミウム又はその化合物	JIS K0102-3 14 に定める方法 (JIS K0102-3 14 の準備操作で参照することとしている 4.2.4.5 に定める方法を除く。14.2 に定める方法にあっては、4.2.4.2 又は 4.2.4.3 に定める操作を行うものとする。)		底質調査方法 II. 5.1																																																																																									
鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 13 に定める方法 (JIS K 0102-3 13 の準備操作で参照することとしている 4.2.4.5 に定める方法を除く。)		質調査方法 II. 5.2																																																																																									
有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2 に定める方法 (JIS K 0102-4 7.2.4 に定める方法を除く。)																																																																																											
六価クロム化合物	報告第 13 号 別表 1 又は添加回収試験において回収率が 80%以上 120%以下であるときに限り JIS K 0102-3 24.3 に定める方法 (24.3.2 及び 24.3.7 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.12.3																																																																																									
ひ素又はその化合物	JIS K 0102-3 20 (ただし、JIS K 0102-3 20.3.5 の操作に定めるよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法 II. 5.9																																																																																									
シアン化合物	JIS K 0102-2 9 に定める方法 (JIS K 0102-2 9.2 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 4.11																																																																																									
P C B	報告第 59 号付表 4 又は JIS K 0093		底質調査方法 II. 6.4																																																																																									

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要																																																																																																																						
67	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-4 底質調査 表2-5 底質試験方法	表2-5 底質試験方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>概要</th> <th>試験方法</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機塩素化合物</td> <td></td> <td></td> <td>報告第14号別表1で作成した検液を JIS K 0102 35.3 で測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銅又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 53 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふっ化物</td> <td>JIS K 0102 34 (34.4 のうち FIA 法を用いる場合には、34.1 の試験操作のうち蒸留して得た留出液を 0.1 モル毎リットル塩酸で中和すること。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベリリウム又は化合物</td> <td>報告第13号別表7</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クロム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 65.1</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニッケル又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 59 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バナジウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 70</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.16</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	概要	試験方法	概要	有機塩素化合物			報告第14号別表1で作成した検液を JIS K 0102 35.3 で測定		銅又はその化合物	JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.3		亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.4		ふっ化物	JIS K 0102 34 (34.4 のうち FIA 法を用いる場合には、34.1 の試験操作のうち蒸留して得た留出液を 0.1 モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法 II. 4.12		トリクロロエチレン	報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法 II. 6.1		テトラクロロエチレン	報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法 II. 6.1		ベリリウム又は化合物	報告第13号別表7		底質調査方法 II. 5.15		クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法 II. 5.12		ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.7		バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70		底質調査方法 II. 5.16		表2-5 底質試験方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>概要</th> <th>試験方法</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機塩素化合物</td> <td></td> <td></td> <td>報告第14号別表1で作成した検液を JIS K 0102-2 6.3 で測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銅又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 11 に定める方法 (準備操作のうち JIS K 0102-3 4.2.4.5 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 12 に定める方法 (JIS K 0102-3 12 の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふっ化物</td> <td>JIS K 0102-2 5 に定める方法 (JIS K 0102-2 5.4 のうち FIA 法を用いる場合には、JIS K 0102-2 5.2 の試験操作のうち蒸留して得た留出液を 0.1 モル毎リットル塩酸で中和すること。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 4.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベリリウム又は化合物</td> <td>報告第13号別表7又は JIS K 0102-3 31</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クロム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 24.2</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニッケル又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 18 に定める方法 (JIS K 0102-3 18 の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バナジウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 29</td> <td></td> <td>底質調査方法 II. 5.16</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	概要	試験方法	概要	有機塩素化合物			報告第14号別表1で作成した検液を JIS K 0102-2 6.3 で測定		銅又はその化合物	JIS K 0102-3 11 に定める方法 (準備操作のうち JIS K 0102-3 4.2.4.5 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.3		亜鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 12 に定める方法 (JIS K 0102-3 12 の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.4		ふっ化物	JIS K 0102-2 5 に定める方法 (JIS K 0102-2 5.4 のうち FIA 法を用いる場合には、JIS K 0102-2 5.2 の試験操作のうち蒸留して得た留出液を 0.1 モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法 II. 4.12		トリクロロエチレン	報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法 II. 6.1		テトラクロロエチレン	報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法 II. 6.1		ベリリウム又は化合物	報告第13号別表7又は JIS K 0102-3 31		底質調査方法 II. 5.15		クロム又はその化合物	JIS K 0102-3 24.2		底質調査方法 II. 5.12		ニッケル又はその化合物	JIS K 0102-3 18 に定める方法 (JIS K 0102-3 18 の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.7		バナジウム又はその化合物	JIS K 0102-3 29		底質調査方法 II. 5.16		環境省告示の改正に伴う修正
試験項目	溶出試験			含有量試験																																																																																																																						
	試験方法	概要	試験方法	概要																																																																																																																						
有機塩素化合物			報告第14号別表1で作成した検液を JIS K 0102 35.3 で測定																																																																																																																							
銅又はその化合物	JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.3																																																																																																																							
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.4																																																																																																																							
ふっ化物	JIS K 0102 34 (34.4 のうち FIA 法を用いる場合には、34.1 の試験操作のうち蒸留して得た留出液を 0.1 モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法 II. 4.12																																																																																																																							
トリクロロエチレン	報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法 II. 6.1																																																																																																																							
テトラクロロエチレン	報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法 II. 6.1																																																																																																																							
ベリリウム又は化合物	報告第13号別表7		底質調査方法 II. 5.15																																																																																																																							
クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法 II. 5.12																																																																																																																							
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2 の備考 6 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.7																																																																																																																							
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70		底質調査方法 II. 5.16																																																																																																																							
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																																																							
	試験方法	概要	試験方法	概要																																																																																																																						
有機塩素化合物			報告第14号別表1で作成した検液を JIS K 0102-2 6.3 で測定																																																																																																																							
銅又はその化合物	JIS K 0102-3 11 に定める方法 (準備操作のうち JIS K 0102-3 4.2.4.5 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.3																																																																																																																							
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 12 に定める方法 (JIS K 0102-3 12 の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.4																																																																																																																							
ふっ化物	JIS K 0102-2 5 に定める方法 (JIS K 0102-2 5.4 のうち FIA 法を用いる場合には、JIS K 0102-2 5.2 の試験操作のうち蒸留して得た留出液を 0.1 モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法 II. 4.12																																																																																																																							
トリクロロエチレン	報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法 II. 6.1																																																																																																																							
テトラクロロエチレン	報告第14号別表2又は JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法 II. 6.1																																																																																																																							
ベリリウム又は化合物	報告第13号別表7又は JIS K 0102-3 31		底質調査方法 II. 5.15																																																																																																																							
クロム又はその化合物	JIS K 0102-3 24.2		底質調査方法 II. 5.12																																																																																																																							
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102-3 18 に定める方法 (JIS K 0102-3 18 の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5 に定める方法を除く。)		底質調査方法 II. 5.7																																																																																																																							
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102-3 29		底質調査方法 II. 5.16																																																																																																																							

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要																																																																																																																																																																								
68	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-4 底質調査 表2-5 底質試験方法	<p style="text-align: center;">表2-5 底質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>報告第59号付表5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>報告第59号付表6</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>報告第59号付表6</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>JIS K 0102 67</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>報告第59号付表7(ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>報告第14号第四 JIS K 0312</td> <td></td> <td>報告第68号別表(ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(令和4年3月改訂環境省水・大気環境局水環境課))</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		四塩化炭素	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,1,1-トリクロロエタン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,1,2-トリクロロエタン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		チウラム	報告第59号付表5				シマジン	報告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1		チオベンカルブ	報告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1		ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1		セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法Ⅱ.5.10		1,4-ジオキサン	報告第59号付表7(ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法Ⅱ.6.12		ダイオキシン類	報告第14号第四 JIS K 0312		報告第68号別表(ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(令和4年3月改訂環境省水・大気環境局水環境課))		<p style="text-align: center;">表2-5 底質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>報告第59号付表5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>報告第59号付表6</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>報告第59号付表6</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>JIS K 0102-3 26</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサン</td> <td>報告第59号付表7(ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>報告第14号第四 JIS K 0312</td> <td></td> <td>報告第68号別表(ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(令和4年3月改訂環境省水・大気環境局水環境課))</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		四塩化炭素	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,1,1-トリクロロエタン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,1,2-トリクロロエタン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		チウラム	報告第59号付表5				シマジン	報告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1		チオベンカルブ	報告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1		ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1		セレン	JIS K 0102-3 26		底質調査方法Ⅱ.5.10		1,4-ジオキサン	報告第59号付表7(ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法Ⅱ.6.12		ダイオキシン類	報告第14号第四 JIS K 0312		報告第68号別表(ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(令和4年3月改訂環境省水・大気環境局水環境課))		環境省告示の改正に伴う修正
試験項目	溶出試験			含有量試験																																																																																																																																																																								
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																																																																																																								
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
四塩化炭素	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
1,1,1-トリクロロエタン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
1,1,2-トリクロロエタン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
チウラム	報告第59号付表5																																																																																																																																																																											
シマジン	報告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1																																																																																																																																																																									
チオベンカルブ	報告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1																																																																																																																																																																									
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法Ⅱ.5.10																																																																																																																																																																									
1,4-ジオキサン	報告第59号付表7(ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法Ⅱ.6.12																																																																																																																																																																									
ダイオキシン類	報告第14号第四 JIS K 0312		報告第68号別表(ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(令和4年3月改訂環境省水・大気環境局水環境課))																																																																																																																																																																									
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																																																																																																									
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																																																																																																								
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
四塩化炭素	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
1,1,1-トリクロロエタン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
1,1,2-トリクロロエタン	報告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
チウラム	報告第59号付表5																																																																																																																																																																											
シマジン	報告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1																																																																																																																																																																									
チオベンカルブ	報告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1																																																																																																																																																																									
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																									
セレン	JIS K 0102-3 26		底質調査方法Ⅱ.5.10																																																																																																																																																																									
1,4-ジオキサン	報告第59号付表7(ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法Ⅱ.6.12																																																																																																																																																																									
ダイオキシン類	報告第14号第四 JIS K 0312		報告第68号別表(ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(令和4年3月改訂環境省水・大気環境局水環境課))																																																																																																																																																																									

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要																																																																																																		
69	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-4 底質調査 表2-5 底質試験方法	<p>表2-5 底質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>概要</th> <th>試験方法</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泥温</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 0102 7 に準ずる方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泥色</td> <td></td> <td></td> <td>新版標準土色帳による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法II.4.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法II.4.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫化物 (T-S)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法II.4.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換熱減量 (I-L)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法II.4.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>密度 (比重)</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1202</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粒度組成</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1204</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ・「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号昭和 46 年 12 月 28 日 改正: 環境省告示第 35 号 令和 7 年 3 月 31 日) を示す。          ・「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日 改正: 環境省告示第 36 号 令和 7 年 3 月 31 日) を示す。          ・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第 120725002 号 平成 24 年 8 月 8 日) を示す。          ・「環告第 14 号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第 14 号 昭和 48 年 2 月 17 日 改正: 環境省告示第 56 号 令和 2 年 6 月 4 日号外) を示す。          ・「環告第 13 号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第 13 号 昭和 48 年 2 月 17 日 改正: 環境省告示第 35 号 令和 2 年 3 月 30 日) を示す。          ・「環告第 68 号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(環境庁告示第 68 号 平成 11 年 12 月 27 日 改正: 環境省告示第 89 号 令和 4 年 11 月 25 日号外) を示す。</p>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	概要	試験方法	概要	泥温			JIS K 0102 7 に準ずる方法		泥色			新版標準土色帳による		水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法II.4.4		化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法II.4.7		硫化物 (T-S)			底質調査方法II.4.6		換熱減量 (I-L)			底質調査方法II.4.2		密度 (比重)			JIS A 1202		粒度組成			JIS A 1204		<p>表2-5 底質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>概要</th> <th>試験方法</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泥温</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 0102-1 6 に準ずる方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泥色</td> <td></td> <td></td> <td>新版標準土色帳による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法II.4.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法II.4.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫化物 (T-S)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法II.4.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>換熱減量 (I-L)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法II.4.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>密度 (比重)</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1202</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粒度組成</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1204</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ・「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号昭和 46 年 12 月 28 日 改正: 環境省告示第 35 号 令和 7 年 3 月 31 日) を示す。          ・「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日 改正: 環境省告示第 36 号 令和 7 年 3 月 31 日) を示す。          ・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第 120725002 号 平成 24 年 8 月 8 日) を示す。          ・「環告第 14 号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第 14 号 昭和 48 年 2 月 17 日 改正: 環境省告示第 64 号 令和 7 年 7 月 28 日号外) を示す。          ・「環告第 13 号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第 13 号 昭和 48 年 2 月 17 日 改正: 環境省告示第 63 号 令和 7 年 7 月 28 日) を示す。          ・「環告第 68 号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(環境庁告示第 68 号 平成 11 年 12 月 27 日 改正: 環境省告示第 89 号 令和 4 年 11 月 25 日号外) を示す。</p>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	概要	試験方法	概要	泥温			JIS K 0102-1 6 に準ずる方法		泥色			新版標準土色帳による		水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法II.4.4		化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法II.4.7		硫化物 (T-S)			底質調査方法II.4.6		換熱減量 (I-L)			底質調査方法II.4.2		密度 (比重)			JIS A 1202		粒度組成			JIS A 1204		環境省告示の改正に伴う修正
試験項目	溶出試験			含有量試験																																																																																																		
	試験方法	概要	試験方法	概要																																																																																																		
泥温			JIS K 0102 7 に準ずる方法																																																																																																			
泥色			新版標準土色帳による																																																																																																			
水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法II.4.4																																																																																																			
化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法II.4.7																																																																																																			
硫化物 (T-S)			底質調査方法II.4.6																																																																																																			
換熱減量 (I-L)			底質調査方法II.4.2																																																																																																			
密度 (比重)			JIS A 1202																																																																																																			
粒度組成			JIS A 1204																																																																																																			
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																																			
	試験方法	概要	試験方法	概要																																																																																																		
泥温			JIS K 0102-1 6 に準ずる方法																																																																																																			
泥色			新版標準土色帳による																																																																																																			
水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法II.4.4																																																																																																			
化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法II.4.7																																																																																																			
硫化物 (T-S)			底質調査方法II.4.6																																																																																																			
換熱減量 (I-L)			底質調査方法II.4.2																																																																																																			
密度 (比重)			JIS A 1202																																																																																																			
粒度組成			JIS A 1204																																																																																																			
70	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-7 協議・報告	記載なし	2-3-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加																																																																																																		
70	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-8 照査	2-3-7 照査	2-3-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正																																																																																																		
71	第2編 第2章 環境調査業務 第4節 騒音調査 2-4-7 協議・報告	受注者は、特記仕様書の定めのある場合、調査職員と協議又は報告しなければならない。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正																																																																																																		
72	第2編 第2章 環境調査業務 第4節 振動調査 2-5-7 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正																																																																																																		

## 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要
75	第2編 第2章 環境調査業務 第6節 悪臭調査 2-6-7 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
77	第2編 第3章 環境生物調査業務 第1節 プランクトン調査 3-1-7 協議・報告	記載なし	3-1-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
77	第2編 第3章 環境生物調査業務 第1節 プランクトン調査 3-1-8 照査	3-1-7 照査	3-1-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
78	第2編 第3章 環境生物調査業務 第2節 卵・稚仔調査 3-2-7 協議・報告	記載なし	3-2-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
78	第2編 第3章 環境生物調査業務 第2節 卵・稚仔調査 3-2-8 照査	3-2-7 照査	3-2-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
79	第2編 第3章 環境生物調査業務 第3節 底生生物調査 3-3-7 協議・報告	記載なし	3-3-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
79	第2編 第3章 環境生物調査業務 第3節 底生生物調査 3-3-8 照査	3-3-7 照査 照査は、第2編3-1-7照査を適用する。	3-3-8 照査 照査は、第2編3-1-8照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
80	第2編 第3章 環境生物調査業務 第4節 付着生物調査 3-4-7 協議・報告	記載なし	3-4-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
80	第2編 第3章 環境生物調査業務 第4節 付着生物調査 3-4-8 照査	3-4-7 照査 照査は、第2編3-1-7照査を適用する。	3-4-8 照査 照査は、第2編3-1-8照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
81	第2編 第3章 環境生物調査業務 第5節 藻場調査 3-5-7 協議・報告	記載なし	3-5-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加

## 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要
81	第2編 第3章 環境生物調査業務 第5節 藻場調査 3-5-8 照査	3-5-7 照査 照査は、第2編3-1-7照査を適用する。	3-5-8 照査 照査は、第2編3-1-8照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
82	第2編 第3章 環境生物調査業務 第6節 魚介類調査 3-6-7 協議・報告	記載なし	3-6-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
82	第2編 第3章 環境生物調査業務 第6節 魚介類調査 3-6-8 照査	3-6-7 照査 照査は、第2編3-1-7照査を適用する。	3-6-8 照査 照査は、第2編3-1-8照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
84	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第1節 気象調査 4-1-6 協議・報告	記載なし	4-1-6 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
84	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第1節 気象調査 4-1-7 照査	4-1-6 照査	4-1-7 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
85	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第2節 波浪調査 4-2-6 協議・報告	記載なし	4-2-6 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
85	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第2節 波浪調査 4-2-7 照査	4-2-6 照査	4-2-7 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
85	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第3節 潮位調査 4-3-6 協議・報告	記載なし	4-3-6 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
85	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第3節 潮位調査 4-3-7 照査	4-2-6 照査	4-3-7 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
88	第2編 第5章 磁気探査業務 第1節 磁気探査 5-1-7 協議・報告	記載なし	5-1-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要
88	第2編 第5章 磁気探査業務 第1節 磁気探査 5-1-8 照査	5-1-7 照査	5-1-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
91	第2編 第6章 潜水探査業務 第1節 潜水探査 6-1-6 協議・報告	記載なし	6-1-6 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
91	第2編 第7章 水理模型実験業務 第1節 水理模型実験 7-1-6 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
102	第3編 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査 1-1-13 協議・報告	記載なし	1-1-13 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
102	第3編 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査 1-1-14 照査	1-1-13 照査	1-1-14 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
103	第3編 第1章 土質調査業務 第1節 音波調査 1-2-7 協議・報告	記載なし	1-2-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
103	第3編 第1章 土質調査業務 第1節 音波調査 1-2-8 照査	1-2-7 照査	1-2-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
107	第4編 第1章 設計業務 第1節 予備・基本設計 1-1-8 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
109	第4編 第1章 設計業務 第2節 細部設計 1-2-9 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
111	第4編 第1章 設計業務 第2節 細部設計 1-3-6 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正

## 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要
125	第4編 第2章 港湾計画等調査業務 第1節 港湾計画調査 2-1-9 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
134	第4編 第2章 港湾計画等調査業務 第2節 環境影響評価調査 2-2-8 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
137	第4編 第3章 電算プログラム開発等業務 第1節 電算プログラム開発改良 3-1-8 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
139	第4編 第3章 電算プログラム開発等業務 第2節 電算計算 3-2-6 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
140	第4編 第4章 技術開発等業務 第1節 技術開発 4-1-6 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
141	第4編 第4章 技術開発等業務 第2節 調査 4-2-7 協議・報告	協議・報告は、第2編 2-4-7協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
154	添付資料目次	記載なし	3. 業務品質確保調整会議実施要領	記載の追加
159 ～ 165	添付資料 3. 業務品質確保調整会議実施要領	記載なし	業務品質確保調整会議実施要領に関する記載追加	記載の追加

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要
158	添付資料 2. 管理技術者及び照査技術者資格表			水路測量における対象範囲の追加
191	2. 提出書類様式集 提出書類様式一覧 (受注者作成分)			条項のずれを修正

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要																																																																																																																																																																																
192	2. 提出書類様式集 提出書類様式一覧 (受注者作成)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">様式番号</th> <th rowspan="2">提出書類名</th> <th colspan="2">関連条項等</th> <th colspan="2">書類の作成者・宛名</th> </tr> <tr> <th>契約書</th> <th>共通仕様書</th> <th>作成者</th> <th>宛名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3</td> <td>業務再開通知書</td> <td>第40条第1項</td> <td></td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>3.4</td> <td>解除通知書</td> <td>第46条第1項 第47条第1項</td> <td></td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>3.5</td> <td>火災保険等加入通知書</td> <td>第54条</td> <td></td> <td>管理技術者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>3.6</td> <td>履行期間変更事前協議書</td> <td>第23条</td> <td>1-24</td> <td>受注者</td> <td>調査職員</td> </tr> <tr> <td>3.7</td> <td>現場発生品調査書</td> <td></td> <td>6-1-4 3. (4)</td> <td>管理技術者</td> <td>調査職員</td> </tr> <tr> <td>3.8</td> <td>打合せ・確認等記録簿</td> <td></td> <td>1-10 1) 2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.9</td> <td>休日調査業務願</td> <td></td> <td>1-14 2)</td> <td>管理技術者</td> <td>調査職員</td> </tr> <tr> <td>4.0</td> <td>事故災害発生報告書</td> <td></td> <td>1-34 3)</td> <td>受注者</td> <td>各事務所長</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>承諾申請・協議書</td> <td>第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項</td> <td></td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>4.2</td> <td>身分証明書交付願</td> <td></td> <td>1-18 2)</td> <td>管理技術者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>4.3</td> <td>承諾書</td> <td>第34条第1項</td> <td></td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>4.4</td> <td>情報取扱者名簿及び情報管理体制図</td> <td></td> <td>1-46</td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>4.5</td> <td>情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更</td> <td></td> <td>1-46</td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名		契約書	共通仕様書	作成者	宛名	3.3	業務再開通知書	第40条第1項		受注者	発注者	3.4	解除通知書	第46条第1項 第47条第1項		受注者	発注者	3.5	火災保険等加入通知書	第54条		管理技術者	発注者	3.6	履行期間変更事前協議書	第23条	1-24	受注者	調査職員	3.7	現場発生品調査書		6-1-4 3. (4)	管理技術者	調査職員	3.8	打合せ・確認等記録簿		1-10 1) 2)			3.9	休日調査業務願		1-14 2)	管理技術者	調査職員	4.0	事故災害発生報告書		1-34 3)	受注者	各事務所長	4.1	承諾申請・協議書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項		受注者	発注者	4.2	身分証明書交付願		1-18 2)	管理技術者	発注者	4.3	承諾書	第34条第1項		受注者	発注者	4.4	情報取扱者名簿及び情報管理体制図		1-46	受注者	発注者	4.5	情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更		1-46	受注者	発注者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">様式番号</th> <th rowspan="2">提出書類名</th> <th colspan="2">関連条項等</th> <th colspan="2">書類の作成者・宛名</th> </tr> <tr> <th>契約書</th> <th>共通仕様書</th> <th>作成者</th> <th>宛名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3</td> <td>業務再開通知書</td> <td>第40条第1項</td> <td></td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>3.4</td> <td>解除通知書</td> <td>第46条第1項 第47条第1項</td> <td></td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>3.5</td> <td>火災保険等加入通知書</td> <td>第54条</td> <td></td> <td>管理技術者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>3.6</td> <td>履行期間変更事前協議書</td> <td>第23条</td> <td>1-25</td> <td>受注者</td> <td>調査職員</td> </tr> <tr> <td>3.7</td> <td>現場発生品調査書</td> <td></td> <td>6-1-4 3. (4)</td> <td>管理技術者</td> <td>調査職員</td> </tr> <tr> <td>3.8</td> <td>打合せ・確認等記録簿</td> <td></td> <td>1-11 1) 2)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.9</td> <td>休日調査業務願</td> <td></td> <td>1-15 2)</td> <td>管理技術者</td> <td>調査職員</td> </tr> <tr> <td>4.0</td> <td>事故災害発生報告書</td> <td></td> <td>1-35 3)</td> <td>受注者</td> <td>各事務所長</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>承諾申請・協議書</td> <td>第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項</td> <td></td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>4.2</td> <td>身分証明書交付願</td> <td></td> <td>1-19 2)</td> <td>管理技術者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>4.3</td> <td>承諾書</td> <td>第34条第1項</td> <td></td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>4.4</td> <td>情報取扱者名簿及び情報管理体制図</td> <td></td> <td>1-47</td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> <tr> <td>4.5</td> <td>情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更</td> <td></td> <td>1-47</td> <td>受注者</td> <td>発注者</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名		契約書	共通仕様書	作成者	宛名	3.3	業務再開通知書	第40条第1項		受注者	発注者	3.4	解除通知書	第46条第1項 第47条第1項		受注者	発注者	3.5	火災保険等加入通知書	第54条		管理技術者	発注者	3.6	履行期間変更事前協議書	第23条	1-25	受注者	調査職員	3.7	現場発生品調査書		6-1-4 3. (4)	管理技術者	調査職員	3.8	打合せ・確認等記録簿		1-11 1) 2)			3.9	休日調査業務願		1-15 2)	管理技術者	調査職員	4.0	事故災害発生報告書		1-35 3)	受注者	各事務所長	4.1	承諾申請・協議書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項		受注者	発注者	4.2	身分証明書交付願		1-19 2)	管理技術者	発注者	4.3	承諾書	第34条第1項		受注者	発注者	4.4	情報取扱者名簿及び情報管理体制図		1-47	受注者	発注者	4.5	情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更		1-47	受注者	発注者	条項のずれを修正
様式番号	提出書類名	関連条項等			書類の作成者・宛名																																																																																																																																																																															
		契約書	共通仕様書	作成者	宛名																																																																																																																																																																															
3.3	業務再開通知書	第40条第1項		受注者	発注者																																																																																																																																																																															
3.4	解除通知書	第46条第1項 第47条第1項		受注者	発注者																																																																																																																																																																															
3.5	火災保険等加入通知書	第54条		管理技術者	発注者																																																																																																																																																																															
3.6	履行期間変更事前協議書	第23条	1-24	受注者	調査職員																																																																																																																																																																															
3.7	現場発生品調査書		6-1-4 3. (4)	管理技術者	調査職員																																																																																																																																																																															
3.8	打合せ・確認等記録簿		1-10 1) 2)																																																																																																																																																																																	
3.9	休日調査業務願		1-14 2)	管理技術者	調査職員																																																																																																																																																																															
4.0	事故災害発生報告書		1-34 3)	受注者	各事務所長																																																																																																																																																																															
4.1	承諾申請・協議書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項		受注者	発注者																																																																																																																																																																															
4.2	身分証明書交付願		1-18 2)	管理技術者	発注者																																																																																																																																																																															
4.3	承諾書	第34条第1項		受注者	発注者																																																																																																																																																																															
4.4	情報取扱者名簿及び情報管理体制図		1-46	受注者	発注者																																																																																																																																																																															
4.5	情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更		1-46	受注者	発注者																																																																																																																																																																															
様式番号	提出書類名	関連条項等		書類の作成者・宛名																																																																																																																																																																																
		契約書	共通仕様書	作成者	宛名																																																																																																																																																																															
3.3	業務再開通知書	第40条第1項		受注者	発注者																																																																																																																																																																															
3.4	解除通知書	第46条第1項 第47条第1項		受注者	発注者																																																																																																																																																																															
3.5	火災保険等加入通知書	第54条		管理技術者	発注者																																																																																																																																																																															
3.6	履行期間変更事前協議書	第23条	1-25	受注者	調査職員																																																																																																																																																																															
3.7	現場発生品調査書		6-1-4 3. (4)	管理技術者	調査職員																																																																																																																																																																															
3.8	打合せ・確認等記録簿		1-11 1) 2)																																																																																																																																																																																	
3.9	休日調査業務願		1-15 2)	管理技術者	調査職員																																																																																																																																																																															
4.0	事故災害発生報告書		1-35 3)	受注者	各事務所長																																																																																																																																																																															
4.1	承諾申請・協議書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項		受注者	発注者																																																																																																																																																																															
4.2	身分証明書交付願		1-19 2)	管理技術者	発注者																																																																																																																																																																															
4.3	承諾書	第34条第1項		受注者	発注者																																																																																																																																																																															
4.4	情報取扱者名簿及び情報管理体制図		1-47	受注者	発注者																																																																																																																																																																															
4.5	情報取扱者名簿及び情報管理体制図の変更		1-47	受注者	発注者																																																																																																																																																																															
248	2. 提出書類様式集 (受注者作成) 様式番号41 承諾申請・協議書	<p style="text-align: center;">様式番号 41</p> <p style="text-align: center;">承諾申請・協議書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>支出負担行為担当官</p> <p>○ 地方整備局長 ○ 地方整備局副局長 ○ 地方整備局次長 ○ ○ ○ 殿</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 名称</p> <p style="text-align: center;">○○○○について</p> <p>下記業務における横記について、※契約書第○○条第○項 ※特記 (共通) 仕様書○○ に基づき下記のと おり承諾申請・協議しますので、御異議がなければ承諾書を提出願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 業務の名称 1. 契約年月日 令和 年 月 日 第 号 1. 協議内容</p> <p>(注) 1. ※ 不要な文字は抹消する。 2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。</p>	<p style="text-align: center;">様式番号 41</p> <p style="text-align: center;">承諾申請・協議書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>支出負担行為担当官</p> <p>○ 地方整備局長 ○ 地方整備局副局長 ○ 地方整備局次長 ○ ○ ○ 殿</p> <p style="text-align: right;">受注者 住所 名称</p> <p style="text-align: center;">○○○○について</p> <p>下記業務における横記について、※契約書第○○条第○項 ※特記 (共通) 仕様書○○ に基づき下記のと おり承諾申請・協議しますので、御異議がなければ承諾書を提出願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 業務の名称 1. 契約年月日 令和 年 月 日 第 号 1. 協議内容</p> <p>(注) 1. ※ 不要な文字は抹消する。 2. 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記する。 3. 契約書第9条第2項による場合は、管理技術者から調査職員あてとする。</p>	記載の追加																																																																																																																																																																																

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R 8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R 7. 4)	一部改訂 (R 8. 3)	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																								
253	2. 提出書類様式集 提出書類様式一覧 (発注者作成分)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類名</th> <th>関連条項等 契約書 共通仕様書</th> <th>書類の作成者・宛名 作成者 宛名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>契約保証増額請求書</td><td>第4条第6項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>2</td><td>調査職員通知書</td><td>第9条第1項 第2項、第3項</td><td>1-5 1) 発注者 受注者</td></tr> <tr><td>3</td><td>承諾書</td><td>第5条第1項、第2項 第7条第3項 第9条第2項 第39条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>4</td><td>再委託通知請求書</td><td>第7条第4項</td><td>調査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>5</td><td>措置請求書</td><td>第14条第1項</td><td>調査職員 受注者</td></tr> <tr><td>6</td><td>措置結果通知書</td><td>第14条第4項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>7</td><td>指示書</td><td>第12条第1項 第13条 第17条 第19条</td><td>調査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>8</td><td>修補請求書</td><td>第17条</td><td>調査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>9</td><td>調査結果通知書</td><td>第18条第3項</td><td>発注者 管理技術者</td></tr> <tr><td>10</td><td>業務一時中止通知書</td><td>第20条第1項、第2項</td><td>1-25 1) 発注者 受注者</td></tr> <tr><td>11</td><td>業務再開通知書</td><td>第20条第1項、第2項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>12</td><td>履行期間短縮協議書</td><td>第24条第1項、第2項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>13</td><td>契約変更通知書</td><td>第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>14</td><td>協議開始日通知書</td><td>第25条第2項 第26条第2項 第31条第2項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>15</td><td>変更協議書</td><td>第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>16</td><td>臨機措置請求書</td><td>第27条第3項</td><td>調査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>17</td><td>損害状況確認通知書</td><td>第30条第2項</td><td>発注者 管理技術者</td></tr> <tr><td>18</td><td>設計図書変更協議書</td><td>第31条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>19</td><td>検査日通知書</td><td>1-21 1)</td><td>発注者 管理技術者</td></tr> <tr><td>20</td><td>検査結果通知書</td><td>第32条第2項 第38条第1項、第2項</td><td>1-22 8) 検査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>21</td><td>引渡請求書</td><td>第32条第4項 第38条第1項、第2項</td><td>発注者 管理技術者</td></tr> <tr><td>22</td><td>部分使用協議書</td><td>第34条第1項</td><td>1-29 1) 調査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>23</td><td>指定部分業務科協議書</td><td>第38条第3項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>24</td><td>代理受領承諾書</td><td>第39条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>25</td><td>契約不適合に係る履行の追完請求書</td><td>第41条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>26</td><td>契約不適合に係る代金の減額請求書</td><td>第41条第3項 第44条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>27</td><td>解除通知書</td><td>第42条第1項 第44条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>28</td><td>履行期間変更事前協議結果通知書</td><td>第23条</td><td>1-25 調査職員 受注者</td></tr> <tr><td>29</td><td>協議書</td><td></td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>30</td><td>身分証明書交付書</td><td>1-19 2)</td><td>発注者 管理技術者</td></tr> <tr><td>31</td><td>情報管理体制の同意</td><td>1-46</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>32</td><td>情報管理体制の変更同意</td><td>1-46</td><td>発注者 受注者</td></tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類名	関連条項等 契約書 共通仕様書	書類の作成者・宛名 作成者 宛名	1	契約保証増額請求書	第4条第6項	発注者 受注者	2	調査職員通知書	第9条第1項 第2項、第3項	1-5 1) 発注者 受注者	3	承諾書	第5条第1項、第2項 第7条第3項 第9条第2項 第39条第1項	発注者 受注者	4	再委託通知請求書	第7条第4項	調査職員 管理技術者	5	措置請求書	第14条第1項	調査職員 受注者	6	措置結果通知書	第14条第4項	発注者 受注者	7	指示書	第12条第1項 第13条 第17条 第19条	調査職員 管理技術者	8	修補請求書	第17条	調査職員 管理技術者	9	調査結果通知書	第18条第3項	発注者 管理技術者	10	業務一時中止通知書	第20条第1項、第2項	1-25 1) 発注者 受注者	11	業務再開通知書	第20条第1項、第2項	発注者 受注者	12	履行期間短縮協議書	第24条第1項、第2項	発注者 受注者	13	契約変更通知書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項	発注者 受注者	14	協議開始日通知書	第25条第2項 第26条第2項 第31条第2項	発注者 受注者	15	変更協議書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項	発注者 受注者	16	臨機措置請求書	第27条第3項	調査職員 管理技術者	17	損害状況確認通知書	第30条第2項	発注者 管理技術者	18	設計図書変更協議書	第31条第1項	発注者 受注者	19	検査日通知書	1-21 1)	発注者 管理技術者	20	検査結果通知書	第32条第2項 第38条第1項、第2項	1-22 8) 検査職員 管理技術者	21	引渡請求書	第32条第4項 第38条第1項、第2項	発注者 管理技術者	22	部分使用協議書	第34条第1項	1-29 1) 調査職員 管理技術者	23	指定部分業務科協議書	第38条第3項	発注者 受注者	24	代理受領承諾書	第39条第1項	発注者 受注者	25	契約不適合に係る履行の追完請求書	第41条第1項	発注者 受注者	26	契約不適合に係る代金の減額請求書	第41条第3項 第44条第1項	発注者 受注者	27	解除通知書	第42条第1項 第44条第1項	発注者 受注者	28	履行期間変更事前協議結果通知書	第23条	1-25 調査職員 受注者	29	協議書		発注者 受注者	30	身分証明書交付書	1-19 2)	発注者 管理技術者	31	情報管理体制の同意	1-46	発注者 受注者	32	情報管理体制の変更同意	1-46	発注者 受注者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類名</th> <th>関連条項等 契約書 共通仕様書</th> <th>書類の作成者・宛名 作成者 宛名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>契約保証増額請求書</td><td>第4条第6項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>2</td><td>調査職員通知書</td><td>第9条第1項 第2項、第3項</td><td>1-5 1) 発注者 受注者</td></tr> <tr><td>3</td><td>承諾書</td><td>第5条第1項、第2項 第7条第3項 第9条第2項 第39条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>4</td><td>再委託通知請求書</td><td>第7条第4項</td><td>調査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>5</td><td>措置請求書</td><td>第14条第1項</td><td>調査職員 受注者</td></tr> <tr><td>6</td><td>措置結果通知書</td><td>第14条第4項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>7</td><td>指示書</td><td>第12条第1項 第13条 第17条 第19条</td><td>調査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>8</td><td>修補請求書</td><td>第17条</td><td>調査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>9</td><td>調査結果通知書</td><td>第18条第3項</td><td>発注者 管理技術者</td></tr> <tr><td>10</td><td>業務一時中止通知書</td><td>第20条第1項、第2項</td><td>1-26 1) 発注者 受注者</td></tr> <tr><td>11</td><td>業務再開通知書</td><td>第20条第1項、第2項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>12</td><td>履行期間短縮協議書</td><td>第24条第1項、第2項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>13</td><td>契約変更通知書</td><td>第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>14</td><td>協議開始日通知書</td><td>第25条第2項 第26条第2項 第31条第2項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>15</td><td>変更協議書</td><td>第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>16</td><td>臨機措置請求書</td><td>第27条第3項</td><td>調査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>17</td><td>損害状況確認通知書</td><td>第30条第2項</td><td>発注者 管理技術者</td></tr> <tr><td>18</td><td>設計図書変更協議書</td><td>第31条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>19</td><td>検査日通知書</td><td>1-22 1)</td><td>発注者 管理技術者</td></tr> <tr><td>20</td><td>検査結果通知書</td><td>第32条第2項 第38条第1項、第2項</td><td>1-22 8) 検査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>21</td><td>引渡請求書</td><td>第32条第4項 第38条第1項、第2項</td><td>発注者 管理技術者</td></tr> <tr><td>22</td><td>部分使用協議書</td><td>第34条第1項</td><td>1-29 1) 調査職員 管理技術者</td></tr> <tr><td>23</td><td>指定部分業務科協議書</td><td>第38条第3項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>24</td><td>代理受領承諾書</td><td>第39条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>25</td><td>契約不適合に係る履行の追完請求書</td><td>第41条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>26</td><td>契約不適合に係る代金の減額請求書</td><td>第41条第3項 第44条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>27</td><td>解除通知書</td><td>第42条第1項 第44条第1項</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>28</td><td>履行期間変更事前協議結果通知書</td><td>第23条</td><td>1-25 調査職員 受注者</td></tr> <tr><td>29</td><td>協議書</td><td></td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>30</td><td>身分証明書交付書</td><td>1-19 2)</td><td>発注者 管理技術者</td></tr> <tr><td>31</td><td>情報管理体制の同意</td><td>1-47</td><td>発注者 受注者</td></tr> <tr><td>32</td><td>情報管理体制の変更同意</td><td>1-47</td><td>発注者 受注者</td></tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類名	関連条項等 契約書 共通仕様書	書類の作成者・宛名 作成者 宛名	1	契約保証増額請求書	第4条第6項	発注者 受注者	2	調査職員通知書	第9条第1項 第2項、第3項	1-5 1) 発注者 受注者	3	承諾書	第5条第1項、第2項 第7条第3項 第9条第2項 第39条第1項	発注者 受注者	4	再委託通知請求書	第7条第4項	調査職員 管理技術者	5	措置請求書	第14条第1項	調査職員 受注者	6	措置結果通知書	第14条第4項	発注者 受注者	7	指示書	第12条第1項 第13条 第17条 第19条	調査職員 管理技術者	8	修補請求書	第17条	調査職員 管理技術者	9	調査結果通知書	第18条第3項	発注者 管理技術者	10	業務一時中止通知書	第20条第1項、第2項	1-26 1) 発注者 受注者	11	業務再開通知書	第20条第1項、第2項	発注者 受注者	12	履行期間短縮協議書	第24条第1項、第2項	発注者 受注者	13	契約変更通知書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項	発注者 受注者	14	協議開始日通知書	第25条第2項 第26条第2項 第31条第2項	発注者 受注者	15	変更協議書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項	発注者 受注者	16	臨機措置請求書	第27条第3項	調査職員 管理技術者	17	損害状況確認通知書	第30条第2項	発注者 管理技術者	18	設計図書変更協議書	第31条第1項	発注者 受注者	19	検査日通知書	1-22 1)	発注者 管理技術者	20	検査結果通知書	第32条第2項 第38条第1項、第2項	1-22 8) 検査職員 管理技術者	21	引渡請求書	第32条第4項 第38条第1項、第2項	発注者 管理技術者	22	部分使用協議書	第34条第1項	1-29 1) 調査職員 管理技術者	23	指定部分業務科協議書	第38条第3項	発注者 受注者	24	代理受領承諾書	第39条第1項	発注者 受注者	25	契約不適合に係る履行の追完請求書	第41条第1項	発注者 受注者	26	契約不適合に係る代金の減額請求書	第41条第3項 第44条第1項	発注者 受注者	27	解除通知書	第42条第1項 第44条第1項	発注者 受注者	28	履行期間変更事前協議結果通知書	第23条	1-25 調査職員 受注者	29	協議書		発注者 受注者	30	身分証明書交付書	1-19 2)	発注者 管理技術者	31	情報管理体制の同意	1-47	発注者 受注者	32	情報管理体制の変更同意	1-47	発注者 受注者	条項のずれを修正
様式番号	提出書類名	関連条項等 契約書 共通仕様書	書類の作成者・宛名 作成者 宛名																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	契約保証増額請求書	第4条第6項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	調査職員通知書	第9条第1項 第2項、第3項	1-5 1) 発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	承諾書	第5条第1項、第2項 第7条第3項 第9条第2項 第39条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	再委託通知請求書	第7条第4項	調査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	措置請求書	第14条第1項	調査職員 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	措置結果通知書	第14条第4項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	指示書	第12条第1項 第13条 第17条 第19条	調査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	修補請求書	第17条	調査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	調査結果通知書	第18条第3項	発注者 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
10	業務一時中止通知書	第20条第1項、第2項	1-25 1) 発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
11	業務再開通知書	第20条第1項、第2項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
12	履行期間短縮協議書	第24条第1項、第2項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
13	契約変更通知書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
14	協議開始日通知書	第25条第2項 第26条第2項 第31条第2項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
15	変更協議書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
16	臨機措置請求書	第27条第3項	調査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
17	損害状況確認通知書	第30条第2項	発注者 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
18	設計図書変更協議書	第31条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
19	検査日通知書	1-21 1)	発注者 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
20	検査結果通知書	第32条第2項 第38条第1項、第2項	1-22 8) 検査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
21	引渡請求書	第32条第4項 第38条第1項、第2項	発注者 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
22	部分使用協議書	第34条第1項	1-29 1) 調査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
23	指定部分業務科協議書	第38条第3項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
24	代理受領承諾書	第39条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
25	契約不適合に係る履行の追完請求書	第41条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
26	契約不適合に係る代金の減額請求書	第41条第3項 第44条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
27	解除通知書	第42条第1項 第44条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
28	履行期間変更事前協議結果通知書	第23条	1-25 調査職員 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
29	協議書		発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
30	身分証明書交付書	1-19 2)	発注者 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
31	情報管理体制の同意	1-46	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
32	情報管理体制の変更同意	1-46	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
様式番号	提出書類名	関連条項等 契約書 共通仕様書	書類の作成者・宛名 作成者 宛名																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	契約保証増額請求書	第4条第6項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	調査職員通知書	第9条第1項 第2項、第3項	1-5 1) 発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	承諾書	第5条第1項、第2項 第7条第3項 第9条第2項 第39条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	再委託通知請求書	第7条第4項	調査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	措置請求書	第14条第1項	調査職員 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	措置結果通知書	第14条第4項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	指示書	第12条第1項 第13条 第17条 第19条	調査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	修補請求書	第17条	調査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	調査結果通知書	第18条第3項	発注者 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
10	業務一時中止通知書	第20条第1項、第2項	1-26 1) 発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
11	業務再開通知書	第20条第1項、第2項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
12	履行期間短縮協議書	第24条第1項、第2項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
13	契約変更通知書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
14	協議開始日通知書	第25条第2項 第26条第2項 第31条第2項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
15	変更協議書	第25条第1項 第26条第1項 第31条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
16	臨機措置請求書	第27条第3項	調査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
17	損害状況確認通知書	第30条第2項	発注者 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
18	設計図書変更協議書	第31条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
19	検査日通知書	1-22 1)	発注者 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
20	検査結果通知書	第32条第2項 第38条第1項、第2項	1-22 8) 検査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
21	引渡請求書	第32条第4項 第38条第1項、第2項	発注者 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
22	部分使用協議書	第34条第1項	1-29 1) 調査職員 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
23	指定部分業務科協議書	第38条第3項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
24	代理受領承諾書	第39条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
25	契約不適合に係る履行の追完請求書	第41条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
26	契約不適合に係る代金の減額請求書	第41条第3項 第44条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
27	解除通知書	第42条第1項 第44条第1項	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
28	履行期間変更事前協議結果通知書	第23条	1-25 調査職員 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
29	協議書		発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
30	身分証明書交付書	1-19 2)	発注者 管理技術者																																																																																																																																																																																																																																																																									
31	情報管理体制の同意	1-47	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									
32	情報管理体制の変更同意	1-47	発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																									

港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 一部改訂 (R8. 3) 新旧対比表

頁	行又は項目	現行 (R7. 4)	一部改訂 (R8. 3)	摘要																																
255	2. 提出書類様式集 (発注者作成) 様式番号2 調査職員通知書	<p style="text-align: right;">様式番号 2</p> <p style="text-align: center;">調査職員通知書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>受注者 殿</p> <p style="text-align: center;">支出負担行為担当官</p> <p style="text-align: center;">○ 地方整備局長 ○ 地方整備局副局長 ○ 地方整備局次長 ○ ○ ○ ○</p> <p>令和 年 月 日付け契約第 号の ○ ○ ○ について、契約書第9条第1項に規定する調査職員、同条第2項の規定に基づく権限委任の内容及び同条第3項の規定に基づく分担する権限内容は、次のとおり定めたとで通知します。</p> <table border="1" data-bbox="674 655 1144 743"> <thead> <tr> <th>調査職員</th> <th>官職</th> <th>氏名</th> <th>契約書第9条第3項に基づく権限分限の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括調査員</td> <td></td> <td></td> <td>港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書のとおり</td> </tr> <tr> <td>主任調査員</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>調査員</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約書第9条第2項に基づく総括調査員への権限委任の内容            契約書第7条第4項            契約書第12条            契約書第13条            契約書第14条第1項            契約書第17条 (軽微な設計変更に係る権限のみ)            契約書第18条第2項、第3項 (軽微な設計変更に係る権限のみ)            契約書第19条 (軽微な設計変更に係る権限のみ)            契約書第34条第1項</p> <p>(注) 1. 変更になった場合には、「新」・「旧」を付して表示すること。            2. 契約上不要となる条項は抹消する。            3. 契約書第34条第1項は必要に応じて削除できる。</p>	調査職員	官職	氏名	契約書第9条第3項に基づく権限分限の内容	総括調査員			港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書のとおり	主任調査員			〃	調査員			〃	<p style="text-align: right;">様式番号 2</p> <p style="text-align: center;">調査職員通知書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>受注者 殿</p> <p style="text-align: center;">支出負担行為担当官</p> <p style="text-align: center;">○ 地方整備局長 ○ 地方整備局副局長 ○ 地方整備局次長 ○ ○ ○ ○</p> <p>令和 年 月 日付け契約第 号の ○ ○ ○ について、契約書第9条第1項に規定する調査職員、同条第2項の規定に基づく権限委任の内容及び同条第3項の規定に基づく分担する権限内容は、次のとおり定めたとで通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1328 663 1787 751"> <thead> <tr> <th>調査職員</th> <th>官職</th> <th>氏名</th> <th>契約書第9条第3項に基づく権限分限の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括調査員</td> <td></td> <td></td> <td>港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書のとおり</td> </tr> <tr> <td>主任調査員</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>調査員</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約書第9条第2項に基づく総括調査員への権限委任の内容            契約書第7条第4項            契約書第12条            契約書第13条            契約書第14条第1項            契約書第17条 (軽微な設計変更に係る権限のみ)            契約書第18条第1項、第2項、第3項、第4項 (軽微な設計変更に係る権限のみ)            契約書第19条 (軽微な設計変更に係る権限のみ)            契約書第34条第1項</p> <p>(注) 1. 変更になった場合には、「新」・「旧」を付して表示すること。            2. 契約上不要となる条項は抹消する。</p>	調査職員	官職	氏名	契約書第9条第3項に基づく権限分限の内容	総括調査員			港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書のとおり	主任調査員			〃	調査員			〃	記載の追加、削除
調査職員	官職	氏名	契約書第9条第3項に基づく権限分限の内容																																	
総括調査員			港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書のとおり																																	
主任調査員			〃																																	
調査員			〃																																	
調査職員	官職	氏名	契約書第9条第3項に基づく権限分限の内容																																	
総括調査員			港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書のとおり																																	
主任調査員			〃																																	
調査員			〃																																	